

中国大学サッカーリーグ規約

第1章 総 則

第1条 中国大学サッカー連盟（以下「本連盟」という。）規約第6条の事業として、リーグ戦を行う。リーグ戦は中国大学サッカーリーグ（以下「リーグ」という。）という。

第2条 リーグは公益財団法人日本サッカー協会の憲章に基づき、一般財団法人全日本大学サッカー連盟及び本連盟の統轄をうける。

第3条 リーグは一般社団法人中国サッカー協会の事業に包括される。

第4条 リーグの事務局は広島経済大学に置く。

第2章 目 的

第5条 リーグは、本連盟規約第5条の目的を達成するために実施する。

第3章 組 織

第6条 リーグは本連盟の加盟チームをもって組織する。

2 リーグ運営の詳細は、別に定めるリーグ運営要綱による。

第7条 リーグチームは本連盟の承認を得た、1部10チーム・2部10チームとする。

第8条 リーグチームはリーグ運営要綱に定める入替試合に基づく試合結果によっては、年度末に変更を生じることがある。

第4章 役 員

第9条 リーグの運営のために、次の役員を置くことができる。

- (1) 理事長 1名
- (2) 理事 若干名
- (3) 運営委員 各チームより1名

第10条 運営委員は加盟チームの主務があたり、リーグの運営を行う。

第11条 理事は本連盟理事が兼務する。

第12条 理事長は本連盟理事長が兼務する。

第13条 役員の任期は1年間とする。ただし、再任は妨げない。

第14条 次の委員会を置くことができる。

- (1) 総務委員会
- (2) 技術委員会
- (3) 規律委員会
- (4) 審判委員会

第5章 会 計

第15条 リーグチームは別に定める参加料を納入する。

第16条 リーグの経費は次に掲げるものにより支弁する。

- (1) 参加料
- (2) 事業・広告収入
- (3) 寄付金
- (4) その他の収入

2 リーグの会計は、本連盟の会計に包括されるものとする。

第17条 リーグの会計年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の改廃

第18条 この規約は本連盟理事会の決議により改廃することができる。

付 則

1～10 略

11 この規約は、平成16年5月29日より改正し実施する。

12 この規約は、平成21年5月23日より改正し実施する。

13 この規約は、平成23年5月21日より改正し実施する。

14 この規約は、平成24年5月19日より改正し実施する。

15 この規約は、平成25年4月17日より改正し実施する。

16 この規約は、平成26年4月16日より改正し実施する。

17 この規約は、平成28年4月17日より改正し実施する。

18 この規約は、平成29年4月30日より改正し実施する。

19 この規約は、令和2年4月26日より改正し実施する。